

新上五島町財政運営適正化計画

— 柔軟で安定的な財政運営の確立 —

平成**23**年**3**月**17**日



新 上 五 島 町

目次

はじめに	1
I 財政の状況	2
1 長期財政見通し	2
II 財政運営適正化の基本的な考え方	4
1 財政運営における基本姿勢	4
III 財政運営適正化計画の策定	5
IV 財政運営適正化計画	6
1 基金の取崩しに依存しない財政運営	6
2 町債借入の制限	8
3 繰上償還の実施	9
4 健全化判断基準内での財政運営	9
＜添付資料＞	
資料1 長期財政見通し収支計画（普通会計）改善前	11
資料2 長期財政見通し収支計画（普通会計）改善後	12

はじめに

我が国は今、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化に伴う社会保障費の増大、内外経済の構造的な変化、地球環境問題など多くの課題に直面し、社会、経済全般にわたる構造改革が進められています。

行財政のあり方についても、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、人口減少やグローバル化に対応した21世紀型行財政システムの構築が迫られており、国においては、歳出・歳入一体改革や税制改革、地方分権改革などの取組みが行われています。

また、世界的な景気停滞の影響により、雇用情勢も厳しい状況が続いており、本町においても、町民の雇用や暮らし、経済、地域社会等を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

平成16年8月、5町合併で誕生した新上五島町は、積年の景気対策に係る町債発行や三位一体改革による影響等を背景に、合併直後から大幅な財源不足に直面し、深刻な財政危機に見舞われ、早期の自主再建と財政構造の転換を目指して、平成17年12月、「新上五島町財政健全化計画」を策定しました。

この5年間、町民の皆様のご協力を得て進めた取組みの成果として、また、合併に伴う国・県の財政支援策を活用することによって危機的な財政状況を克服しましたが、今後は、「再建」から「健全化」へとその取組みの軸足を移していかなければなりません。

現在、旧合併特例法による手厚い国の財政支援を受けておりますが、特に本町では、依存度の高い地方交付税に係る合併支援措置の終了を前提とした、長期的な視点からの財政運営が求められています。

私たちはこうした状況を踏まえ、今後は、経済や地域社会の変化に即応し、新たな行政需要にも対応できる弾力性のある財政構造の確立や堅実性の確保、人口減少を見据えた次世代の負担軽減など、財政基盤の安定を図るため「新上五島町財政運営適正化計画」を策定しました。

この計画により、長期的な視点に立った柔軟でかつ安定的な財政運営を確立し、真に誇りある新上五島町の将来を見据え、「つばき香り、豊かな海と歴史文化を育む 自立するしま」づくりへ着実に歩を進めていきたいと存じますので、引き続き、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成23年3月17日

新上五島町長 井上俊昭

I 財政の状況

1 長期財政見通し

平成21年度決算並びに平成22年度当初及び9月補正後予算を基礎として、一定の仮定に基づき、平成23年度から平成32年度までの10年間の財政状況の推移を次のように予測しました。

＜表1＞長期財政見通し収支計画（普通会計）～改善計画前（単位：百万円）

	H21決算	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
歳入	町税	2,620	2,558	2,521	2,465	2,287	2,169	2,029	1,928	1,855	1,834	1,834	1,834
	譲与税・交付金	405	403	396	396	396	396	396	396	396	396	396	396
	地方交付税 ¹	10,466	10,789	10,523	10,350	10,268	10,141	9,560	9,093	8,599	8,067	7,518	7,177
	分担金・負担金	104	103	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	使用料・手数料	336	327	336	336	336	336	336	336	336	336	336	336
	国・県支出金	3,980	3,398	2,473	2,150	2,007	2,138	2,138	2,138	2,138	2,138	2,138	2,138
	町債	1,353	1,781	2,266	2,715	1,866	2,105	1,535	1,535	1,535	1,535	1,535	1,535
	その他	732	805	221	187	187	187	187	187	187	187	187	187
	計 A	19,996	20,164	18,836	18,699	17,447	17,572	16,281	15,712	15,145	14,592	14,043	13,702
歳出	人件費	3,964	3,807	3,840	3,831	3,733	3,558	3,373	3,212	3,106	3,000	2,863	2,752
	扶助費	1,162	1,333	1,378	1,391	1,404	1,418	1,432	1,446	1,460	1,474	1,489	1,504
	補助費等	1,753	1,690	1,541	1,526	1,526	1,526	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388
	物件費	2,226	2,254	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263
	公債費	4,040	4,464	4,195	3,462	3,425	3,331	3,386	3,361	3,131	3,146	3,217	3,277
	繰出金	1,584	1,661	1,678	1,705	1,732	1,711	1,671	1,685	1,692	1,675	1,669	1,676
	投資的経費	4,051	4,219	3,400	3,110	2,016	2,384	2,384	2,384	2,384	2,384	2,384	2,384
	その他	869	706	125	706	706	726	128	128	128	128	128	128
	計 B	19,649	20,134	18,420	17,994	16,805	16,917	16,025	15,867	15,552	15,458	15,401	15,372
財源不足額 (A-B) C	346	30	416	705	642	655	256	▲155	▲407	▲866	▲1,358	▲1,670	
財調基金等取崩額 D	0	0	0	0	0	0	0	155	407	866	1,358	1,670	
収支 (C+D)	346	30	416	705	642	655	256	0	0	0	0	0	

※備考 ・収支の実態をわかり易くするため、基金に係る繰入金（歳入）と積立金（歳出）は未計上。

・端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

＜表2＞基金残高の見通し（普通会計）～改善計画前（単位：百万円）

	H21決算	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
財政調整基金	1,659	2,046	2,063	2,065	2,067	2,069	2,071	2,073	2,075	2,077	2,079	790
減債基金	487	497	899	1,605	2,248	2,904	3,161	3,007	2,601	1,736	379	1
特定目的基金	1,533	1,594	1,589	2,169	2,749	3,349	3,351	3,353	3,355	3,357	3,359	3,361
合計	3,679	4,137	4,551	5,839	7,064	8,322	8,583	8,433	8,031	7,170	5,817	4,152

このままの財政運営であれば、平成27年度までは、財政調整基金や減債基金の基金調整なしで黒字の収支見通しであります。平成26年度に普通交付税の旧5町分の合算額が保障される期間が終了し、平成27年度から5年間の激変緩和措置（段階的縮減）の期間中となります。その期間中である平成28年度からは、財源不足額（「表1のC」）を財政調整基金や減債基金の取り崩しで補填しなければならない収支見通しとなり、さらに普通交付税の合併算定替措置²がなくなる平成32年度には、減債基金が枯渇する見通しとなっております。

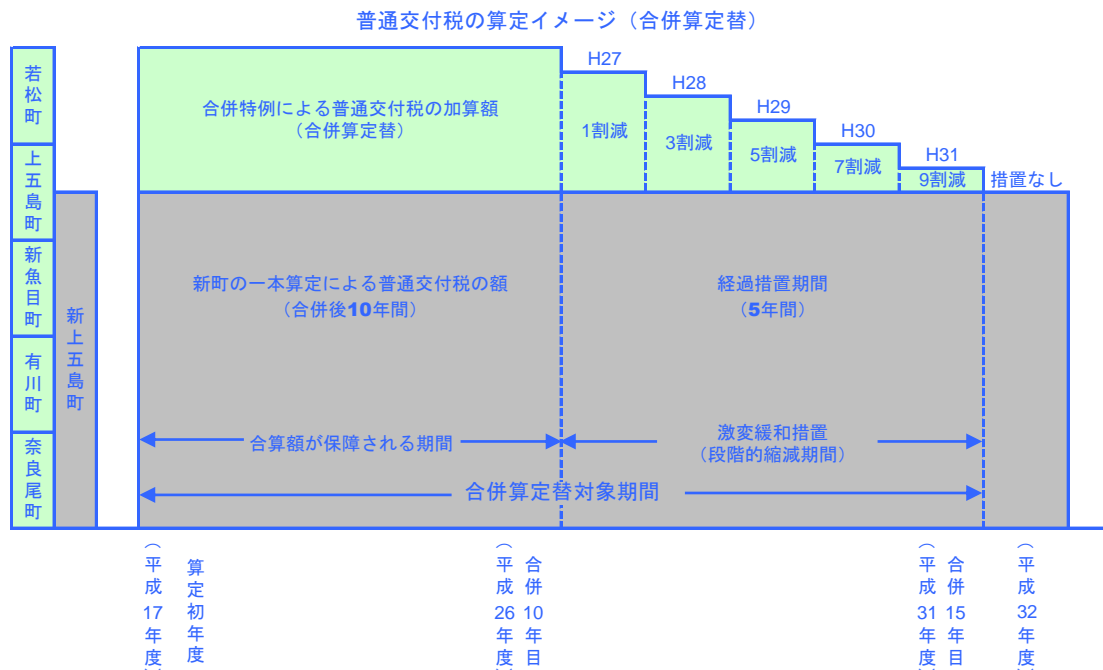
平成17年度に策定した「財政健全化計画（平成19年度改訂）」は、合併後の危機的な財政状況を打開するための緊急避難的な措置を中心としたものであり、その5年間の取組みの成果を踏まえ、今後は「再建」から「健全化」への取組みへと軸足を移して行かなければなりません。

特に本町では、依存度の高い地方交付税に係る合併算定替期間終了を見据えた柔軟かつ安定的な長期視点からの財政運営が必要であります。

<表3> 普通交付税の合併算定替による増加額（臨時財政対策債を含む）（単位：百万円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
合併算定替額 A	8,514	8,279	8,404	8,688	9,092	9,538
一本算定額 B	6,503	6,320	6,382	6,431	6,637	6,943
増加額 (A - B)	2,011	1,959	2,022	2,257	2,455	2,595

- 1 地方交付税とは、地方公共団体が等しく行うべき事業を遂行することができるよう、各地方公共団体の財源不足に応じて、一定の基準により国が交付する税のこと。「普通交付税」と「特別交付税」に分類される。
- 2 合併算定替とは、合併後の普通交付税算定において、本来は合併後一つの団体として交付税算定（一本算定）を行うが、合併後10年間については合併前の旧団体（旧5町）があったものとして算定した普通交付税の額が保障され、さらに5か年度は激変緩和措置（段階的縮減期間、1年目：0.9、2年目：0.7、3年目：0.5、4年目：0.3、5年目：0.1）がとられる。



II 財政運営適正化の基本的な考え方

我が国の行財政を取り巻く環境は依然として厳しく、人口減少やグローバル化に対応した21世紀型行財政システムの構築が迫られており、歳出・歳入一体改革や税制改革、地方分権改革などの取組みが行われています。

本町の財政状況は、平成17年度から平成21年度の5カ年にわたる行財政改革を経て、危機的な状態を脱したものの、依然として多額の町債残高や依存度の高い地方交付税に係る合併支援措置（算定替）の終了を前提とした長期的な視点からの財政運営が求められます。

こうした状況に対応できる体力を確保・維持していくことを考慮すると、依然として厳しい財政（収支）見通しであり、今後は、歳入規模に見合った歳出構造へ転換するとともに、普通交付税の合併算定替え終了後を見据えた柔軟で安定的な財政運営の確立を目指します。

1 財政運営における基本姿勢

(1) 財政構造の弾力性の向上

経済の変動や地域社会の変化に対応し、新たな行政需要にも柔軟に対応できる弾力性のある持続可能な財政構造の確立を目指します。

(2) 財政運営の堅実性の確保

財政調整基金を取り崩さなくても収支が均衡する財政体質を確立します。そのため、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図ります。

(3) 人口減少、高齢化を見据えた財政運営

人口の減少や高齢化社会に対応するため、財政面での過度な負担を残すことのないよう、事業実施にあたっては、その必要性についても十分精査していきます。

(4) 財政運営上の指標

財政健全化法³で定められた指標（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）が基準を超えることのないよう計画的な財政運営を行っていくことはもちろんですが、類似団体との比較においても適正な水準となるよう努めていきます。

3 財政健全化法とは、平成21年4月に本格施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月公布、平成20年4月施行）のことで、各財政指標が一定の基準を超えると財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政の健全化へ向けた取組を行わなければならない。健全化判断比率として、一般会計等で①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率の4指標が、公営企業会計で公営企業毎の資金不足比率がある。財政悪化の度合いを図る基準として、早期健全化基準と財政再生基準がある。

Ⅲ 財政運営適正化計画の策定

(1) 位置づけ

この「財政運営適正化計画」は、本町の第2次行財政改革大綱及び同実施計画と相まって、本町の財政構造の転換を図り、長期的な柔軟で安定的な財政運営の確立に向けて、その取組みを明らかにするものであります。

(2) 計画期間

平成23年度から平成32年度までの10年間

(普通交付税の合併算定替期間が終了する平成32年度まで)

(3) 基本方針

ア 基金の取崩しに依存しない財政運営

→ 役場内部管理経費の削減をより一層努力し、基金の取崩しに依存しない財政運営を基本として、持続可能な財政の健全性を確立します。

イ 町債借入の制限

→ 臨時財政対策債等を含む町債の借入上限を設定します。

ウ 繰上償還の実施

→ 将来の公債費負担を軽減するために計画的な繰上償還を実施します。

エ 健全化判断基準内の財政運営

→ 「実質赤字比率⁴」「連結実質赤字比率⁵」「実質公債費比率⁶」「将来負担比率⁷」の4指標の比率が、早期健全化基準⁸を超えないよう、また、類似団体と比較して適正な水準となるよう財政運営を行います。

4 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

5 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。

6 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表すもので、公債費の水準を測る比率。（起債制限比率に公営企業会計や一部事務組合への公債費負担等が加味されたもの。）

7 将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

8 早期健全化基準とは、財政収支が不均衡な状況、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準。（自主的な改善努力による財政健全化、財政健全化計画、外部監査の要求）

財政再生基準とは、財政収支の著しい不均衡、その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図るべき基準。（国等の関与による確実な再生、財政再生計画、地方債の制限）

IV 財政運営適正化計画

1 基金の取崩しに依存しない財政運営

(1) 職員数の削減

職員数は、「当面の目標である400人体制を早期に達成する」とされており、これまで定年退職者の不補充による職員数の抑制や早期退職を募る募集退職制度の積極的活用により職員数の削減に努めてきました。

職員数は、年々減少していますが、「類似団体別職員数⁹」と比較すると、最も職員数の多い団体に分類されます。

このため、平成28年度の400人体制は通過点であり、更なる職員数削減が必要であることから、今後も住民サービスの低下にならぬよう様々な工夫を行いながら、引き続き定員管理の適正化を実施します。

<参考1> 合併後の職員数の推移（単位：人）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員数	602	591	583	560	538	513	493
うち新規採用者数	0	3	5	1	5	6	7
退職者数	14	13	24	27	31	27	16
増減	—	▲11	▲8	▲23	▲22	▲25	▲20

注1) 各年度4月1日現在の全会計職員数。町長、副町長、教育長を除く。

<参考2> 今後の職員数の推移（見込）（単位：人）

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
職員数	485	475	461	447	425	400	389	374	361	344
うち新規採用者数	8	4	10	9	11	4	3	4	5	4
退職者数	14	24	23	33	29	14	19	18	21	18
増減	▲8	▲10	▲14	▲14	▲22	▲25	▲11	▲15	▲13	▲17

注1) 各年度4月1日現在の全会計職員数。町長、副町長、教育長を除く。

■現在の定員適正化の目標 400人体制（平成28年度）

■新たな定員適正化の目標 344人体制（平成32年度）

（計画）493人（H22.4）→ 344人（H32.4）10年間 ▲149人（▲30.2%）

(2) 事務事業・業務の見直し

年々、職員数が減少する中で、これまでどおりの住民サービスを維持するためには、各課が所管する事務事業や業務を外部化することや類似の事務を所管する組織を統合するこ

9 類似団体とは、市町村を人口と産業構造によりグループ別に分類し、本町と同程度の町との比較・分析を可能とする団体。

となどにより、可能な限り役場業務と組織のスリム化を実施します。

<参考3> 事務事業・業務見直し行動計画¹⁰ (H22.4~H27.3)

		見直し事業数	実施効果（千円）		
			削減額	経費	効果見込額
1 外部化 の 推 進	(1) 業務委託の推進	9	56,832	16,463	▲ 40,369
	(2) 指定管理の活用	1	617	369	▲ 248
	(3) 民営化・民間移譲	1	8,152	4,838	▲ 3,314
	(4) 補助制度の創設	1	703	93	▲ 610
	(5) 人材派遣の見直し	3	49,989	424	▲ 49,565
	(6) 臨時・嘱託の活用	13	64,536	21,371	▲ 43,165
2. 事務効率化		6	149,188	22,416	▲ 126,772
3. 事務処理の簡素化		—	—	—	—
4. 組織見直し		3	6,808	0	▲ 6,808
合計		37	336,825	65,974	▲ 270,851

(3) 公共施設の見直し

公共施設の統廃合や民営化、民間委託の推進など、そのあり方の見直しを行うことにより、施設の有効活用と適正配置を目指し、内部管理経費の削減を実施します。

<参考4> 公共施設見直し実施計画¹¹ (H26年度まで) (単位：人、千円)

区分	計画期間中（平成26年度まで）見直し方針							現状維持		計	
	統廃合	廃止	一部廃止	地域移譲	民間移譲	更新等	小計	うち将来の方針を示す施設			
施設数	6	53	4	9	17	4	93	557	24	650	
職員数	正規	3	2	8	0	12	—	25	513	—	538
	嘱託	1	0	8	0	6	—	15	45	—	60
	臨時	2	4	0	0	1	—	7	43	—	50
	委託	0	0	0	3	0	—	3	32	—	35
	計	6	6	16	3	19	0	50	633	—	683
効果見込額	経費	30,874	36,434	117,966	1,221	169,315	—	355,810	—	—	—
	収入	3,118	1,332	62,036	0	112,706	—	179,192	—	—	—
	差引	27,756	35,102	55,930	1,221	56,609	—	176,618	—	—	—

10 事務事業及び業務の見直しを効果的に推進するため、平成22年度から5年間までを取り組み期間とする「事務事業・業務見直し（役場のスリム化）行動計画」を策定。

11 平成21年4月、施設の有効活用・適正配置を目指して、平成26年度までを取り組み期間とする「新上五島町公共施設見直し実施計画」を策定。

(4) シーリング設定¹²による物件費の削減

限られた財源で、多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応していくためには、今までの住民サービスを本質から見直し、長期的視野に立って行財政改革を進めていかなければなりません。そのためには、一層の歳出削減を図り、簡素で効果的・効率的な財政運営を行い、行政コストの一つである物件費の削減を実施します。

■平成27年度までに、平成22年度当初予算額に対し5%以上削減。

■平成32年度までに、平成22年度当初予算額に対し10%以上削減。

2 町債借入の制限

(1) 借入上限の設定

「新上五島町総合計画」や「過疎地域自立促進計画」などに計上された事業のうち、各年度において、町債の借入上限を設定します。

■平成26年度までは上限20億円（臨時財政対策債¹³を除く。）

■平成27年度から平成32年度までは上限8億円（臨時財政対策債を除く。）

なお、上限額には、過疎地域自立促進特別事業¹⁴（ソフト事業分）及び合併特例基金¹⁵を含みます。

(2) 普通建設事業の抑制

島内経済の活性化に配慮しつつ、町債の発行上限を設定し、普通建設事業費の抑制を図るとともに、新規事業や計画中の事業であっても積極的に見直しを行い、重点的、効率的な投資が行われるよう、その必要性についても十分精査していきます。

また、合併特例債の適用期間¹⁶が終了することを見据えた事業計画や事業の優先順位設定など計画的な事業の執行に努めます。

12 シーリング設定とは、概算要求基準のことであり、通常、過大な予算の要求を防ぐため、概算要求の上限を定めるが、この概算要求基準がシーリング（天井という意味）と呼ばれています。

13 臨時財政対策債とは、長引く景気低迷の中、地方自治体は財源不足の状態が続いておりこの不足額を補てんするため、平成12年度までは国が借金をして地方交付税を増額し、地方に配分してきましたが、国の借入残高が大きくなり過ぎたことなどから、平成13年度にこれまで国が借金する方式から、地方自治体が自ら借金をして財源を調達する方式へ切り替えられました。この借金の名称を臨時財政対策債と呼びます。（臨時財政対策債は後年度に地方交付税で100%措置されます。）

14 過疎地域自立促進特別事業とは、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段など住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業のことです。過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、平成22年度過疎対策事業債から適用されるソフト事業です。

15 合併特例基金とは、合併特例債を活用してまちづくり基金へ積立てて、イベントや商店街活性化などのまちづくりのソフト事業に活用することです。（本町は、総額2,622百万円の合併特例債（ソフト分）を発行して、2,760百万円をまちづくり基金への積立を計画し、既に、平成19年度に10億円を積立てており、残りを平成24年度から平成26年度の3カ年で積立てする計画です。）

16 合併特例債の適用期間とは、合併した自治体が合併後10年に限り発行できる地方債のことで、各自体ごとに上限額が決まっています。建設事業分（ハード分）と基金積立分（ソフト分）に分けられ、充当率95%で元利償還金の70%が交付税措置されます。（本町の合併特例債の適用期間は平成26年度まで、上限額は、ハード分15,180百万円、ソフト分2,622百万円、計17,802百万円）

3 繰上償還の実施

(1) 繰上償還の実施

普通交付税の合併算定替終了後の実質公債費比率¹⁷の上昇を抑えるため、また将来の公債費負担を減らすため計画的に繰上償還を実施します。

＜参考5＞繰上償還計画表（単位：百万円）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
繰上償還予定額	799	756	718	782	968	830	508
利子削減効果額	112	127	117	125	84	62	67

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	合計
繰上償還予定額	486				5,847
利子削減効果額	48				742

※繰上償還計画は、平成29年度までの計画ですが、平成30年度以降についても財政状況をみて実施します。

＜参考6＞繰上償還実施後の実質公債費比率の推移（3カ年平均見込）（単位：％）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実質公債費比率（繰上償還前）	15.5	14.7	12.9	12.2	11.8	11.7	12.2
実質公債費比率（繰上償還後）	15.4	13.8	12.8	11.5	10.2	8.8	7.5
比率への影響	▲ 0.1	▲ 0.9	▲ 0.1	▲ 0.7	▲ 1.6	▲ 2.9	▲ 4.7

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
実質公債費比率（繰上償還前）	13.0	13.6	14.4	15.8
実質公債費比率（繰上償還後）	6.7	5.9	5.3	5.1
比率への影響	▲ 6.3	▲ 7.7	▲ 9.1	▲ 10.7

4 健全化判断基準内の財政運営

(1) 財政健全化指標

「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標の比率が早期健全化の基準を超えないよう、また、類似団体と比較して適正な水準となるよう財政運営を行います。

17 実質公債費比率が、18%以上：地方債の発行にあたり公債費負担適正化計画の策定が求められるとともに国又は県の許可が必要。
25%以上（早期健全化基準）：財政健全化法に基づく「財政健全化団体」となり地方債の制限が行われる。
35%以上（財政再生基準）：財政健全化法に基づく「財政再生団体」となり地方債を発行できなくなる。

＜参考7＞平成21年度決算に基づく新上五島町健全化判断比率（単位：％、千円）

	新上五島町	早期健全化基準	財政再生基準	H19類似団体	標準財政規模
実質赤字比率	赤字なし	13.04	20.00	－	12,157,856
連結実質赤字比率	赤字なし	18.04	40.00	－	
実質公債費比率	16.1	25.0	35.0	12.0	
将来負担比率	131.3	350.0	－	77.8	

＜参考8＞普通交付税を一本算定額に置換えたときの平成21年度実質公債費比率

	標準財政規模 ¹⁸ （千円）			実質公債費比率（％）			
	H19年度	H20年度	H21年度	H19年度	H20年度	H21年度	3力年平均
標準財政規模（一本算定） A	9,563,581	9,573,586	9,702,701	21.3	22.9	20.1	<u>21.4</u>
標準財政規模（合併算定替） B	11,585,212	11,830,853	12,157,856	16.4	17.2	14.9	16.1
差額（A - B）	▲ 2,021,631	▲ 2,257,267	▲ 2,455,155	4.9	5.7	5.2	5.3

＜参考9＞普通交付税を一本算定額に置換えたときの平成21年度将来負担比率

	平成21年度決算	
	標準財政規模（千円）	将来負担比率（％）
標準財政規模（一本算定） A	9,702,701	<u>177.2</u>
標準財政規模（合併算定替） B	12,157,856	131.3
差額（A - B）	▲ 2,455,155	45.9

標準財政規模の構成要素である普通交付税の合併算定替が終了することにより、標準財政規模も縮小します。その標準財政規模は、実質公債費比率や将来負担比率の分母を構成することから、その縮小に伴い比率が上昇するため、それを見据えた財政運営が必要となります。

18 標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態での一般財源の規模を表すもの。この場合、「標準税収入額」「普通交付税」「臨時財政対策債」の合計額。

【資料1】新上五島町長期財政見通し収支計画（普通会計）～改善前

(単位：百万円)

普通交付税の減少要因 →	合併算定替 (H16～)						一本算定：新上五島町一町分の普通交付税 (激変緩和措置5年間)					H32～	
	合併がなかったと仮定して旧5町各々で算定した普通交付税措置 (10年間)						0.9	0.7	0.5	0.3	0.1	特例措置なし	
区分	H17国勢調査人口			H27国勢調査人口減少を反映						H32			算定根拠 (試算条件)
	H21 (決算)	H22 (見込)	H23 (計画)	H24 (計画)	H25 (計画)	H26 (計画)	H27 (計画)	H28 (計画)	H29 (計画)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)	
地方税	2,620	2,558	2,521	2,465	2,287	2,169	2,029	1,928	1,855	1,834	1,834	1,834	・町民税は人口減少を反映し5%～10%減で試算。固定資産税は、評価替を反映し、償却資産は新規取得を見込まず10%減で試算。その他諸税については、個別事情を考慮し試算。
地方譲与税	134	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	・21年度決算額を基礎とし、同額で試算。
各種交付金	271	283	276	276	276	276	276	276	276	276	276	276	・21年度決算額を基礎とし、利子割交付金は、30%減、地方消費税交付金は、10%減で試算。地方特例交付金は、子ども手当分を加算して試算。その他の交付金は、同額で試算。
地方交付税	10,466	10,789	10,523	10,350	10,268	10,141	9,560	9,093	8,599	8,067	7,518	7,177	・普通交付税：H22年度交付決定額を基礎とし、26年度までは合併算定替で試算し、27年度から31年度までは、激変緩和措置 (段階的縮減) を考慮し試算。併せて、23年度以降は22年度の国調人口の減少 (対H17国調 2,465人減) を反映し、さらに28年度以降は27年度の国調人口減少 (対17国調 5,092人減) を反映。32年度は、特例措置なしで試算。また、町税等の収入の減少分も反映して試算。 ・特別交付税：23年度から27年度までは、22年度見込額から各年5%減で試算し、28年度以降は、27年度と同額で試算。 ・臨時財政対策債：26年度までは、22年度発行額を基礎とし同額で試算し、27年度以降は、22年度一本算定の発行額で試算。
普通交付税	8,348	8,592	8,426	8,303	8,271	8,194	8,090	7,623	7,129	6,597	6,048	5,707	
特別交付税	1,374	1,250	1,150	1,100	1,050	1,000	950	950	950	950	950	950	
臨時財政対策債	744	947	947	947	947	947	520	520	520	520	520	520	
小計 (一般財源計)	13,491	13,750	13,439	13,211	12,951	12,706	11,985	11,416	10,850	10,296	9,747	9,406	
分担金・負担金	104	103	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	・21年度決算額を基礎とし、同額で試算。
使用料・手数料	336	327	336	336	336	336	336	336	336	336	336	336	・21年度決算額を基礎とし、同額で試算。
国庫支出金	2,525	1,967	1,381	1,241	1,100	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	・投資的経費分は、26年度まで21年度策定の振興計画を反映し、27年度以降は、26年度と同額で試算。その他、歳出の見通しに応じ試算。(子ども手当分を加算し、経済対策交付金は除外)
県支出金	1,455	1,431	1,092	909	907	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	・投資的経費分は、国費と同様に試算。その他、歳出の見通しに応じ試算。(雇用対策分は23年度まで反映し、離島漁業再生交付金は26年度まで反映)
財産収入	67	50	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	・22年度予算額を基礎とし、財産運用収入分のみで試算。(遊休地売却分は反映していない)
寄附金	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰越金	252	346	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
町債	1,353	1,781	2,266	2,715	1,866	2,105	1,535	1,535	1,535	1,535	1,535	1,535	・投資的経費に連動して試算。また、合併特例基金積立分を24年度から26年度3か年計画で反映している。(臨時財政対策債は除外)
うち合併特例基金分	0	0	0	551	551	570	0	0	0	0	0	0	
その他	409	402	158	153	153	153	153	153	153	153	153	153	・諸収入は、22年度予算額を基礎とし、同額で試算。特定目的金の繰入額 (五島沿岸、家畜導入、地域づくり) は歳出に応じて計上している。(オータムジャンボ等は反映していない)
歳入総額 ①	19,996	20,164	18,836	18,699	17,447	17,572	16,281	15,712	15,145	14,592	14,043	13,702	
人件費	3,964	3,807	3,840	3,831	3,733	3,558	3,373	3,212	3,106	3,000	2,863	2,752	・職員数は、定員適正化計画により退職者数及び新規採用予定者数を考慮し試算。・退職手当負担金は、総合事務組合の計画に基づき試算。・各種委員等報酬は21年度決算額と同額で試算。
うち職員給	2,341	2,405	2,355	2,328	2,231	2,134	1,985	1,854	1,771	1,691	1,615	1,527	
職員数 (3役除く)	438人 (513人)	420人 (493人)	412人 (485人)	405人 (475人)	391人 (461人)	377人 (447人)	355人 (425人)	330人 (400人)	319人 (389人)	304人 (374人)	291人 (361人)	274人 (344人)	・職員数は普通会計の毎年4月1日現在の職員数。() の数値は全会計職員数。ただし、職員数には、町長、副町長、教育長の3役は含まない。
扶助費	1,162	1,333	1,378	1,391	1,404	1,418	1,432	1,446	1,460	1,474	1,489	1,504	・22年度予算額を基礎とし、制度改正等の増加見通しを試算。(対前年度、各年1%ずつ加算)
公債費	4,040	4,464	4,195	3,462	3,425	3,331	3,386	3,361	3,131	3,146	3,217	3,277	・町債の既発分に係る元利償還金に、本試算による新規発行分を加算して試算。
うち元利償還分	3,789	3,666	3,499	3,462	3,425	3,331	3,386	3,361	3,131	3,146	3,217	3,277	
うち繰上償還分	251	799	696	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
投資的経費	4,051	4,219	3,400	3,110	2,016	2,384	2,384	2,384	2,384	2,384	2,384	2,384	・26年度までは、21年度策定の振興計画により試算し、27年度以降は26年度と同額で試算。(経済対策臨時交付金は除外)
物件費	2,226	2,254	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	・22年度予算額を基礎とし、同額で試算。(経済対策交付金は除外)
補助費等	1,753	1,690	1,541	1,526	1,526	1,526	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	・22年度予算額を基礎とし、同額で試算。(離島漁業再生交付金は26年度まで、27年度以降は単独分を計上、経済対策臨時交付金は除外)
積立金	736	558	6	586	586	606	8	8	8	8	8	8	・22年度については、最終見込額を計上し、23年度以降については、単年度ごとの収支を明確にするため運用利息と特定目的基金の合併特例基金積立以外は未計上としている。
うち合併特例基金分	0	0	0	580	580	600	0	0	0	0	0	0	
繰出金	1,584	1,661	1,678	1,705	1,732	1,711	1,671	1,685	1,692	1,675	1,669	1,676	・22年度予算額を基礎とし、各特別会計における見通しを個別に試算。(老人保健特別会計は22年度から廃止、旅客船運航事業特別会計は24年度から廃止)
その他	134	147	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	・維持補修費については、22年度予算額と同額で試算。
歳出総額 ②	19,649	20,134	18,420	17,994	16,805	16,917	16,025	15,867	15,552	15,458	15,401	15,372	
収支差引 ①-②=③	346	30	416	705	642	655	256	▲155	▲407	▲866	▲1,358	▲1,670	
基金調整額 ④	0	0	▲416	▲705	▲642	▲655	▲256	155	407	866	1,358	1,670	・23年度以降の基金調整額 (繰入額・積立額) は、単年度収支を明確にするためのもので、▲表示は基金への積立額を意味し、▲表示なしは基金から繰入額を意味している。
財政調整基金	0	0	▲15	0	0	0	0	0	0	0	0	1,291	
減債基金	0	0	▲401	▲705	▲642	▲655	▲256	155	407	866	1,358	379	
調整後の収支 ③+④	346	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積立金現在高	3,679	4,137	4,551	5,839	7,064	8,322	8,583	8,433	8,031	7,170	5,817	4,152	
財政調整基金	1,659	2,046	2,063	2,065	2,067	2,069	2,071	2,073	2,075	2,077	2,079	790	
減債基金	487	497	899	1,605	2,248	2,904	3,161	3,007	2,601	1,736	379	1	
特定目的基金	1,533	1,594	1,589	2,169	2,749	3,349	3,351	3,353	3,355	3,357	3,359	3,361	
町債現在高 (普通会計)	30,693	29,444	29,063	29,747	29,647	29,894	29,533	29,199	29,097	28,983	28,799	28,554	
実質公債費比率 (%)	16.1	15.4	13.7	12.9	12.2	11.8	11.7	12.2	13.0	13.6	14.4	15.8	

注1) 普通会計ベース (一般会計+診療所特別会計+バス運行事業特別会計+上五島海洋青少年の家事業特別会計) の数値を計上している。

注2) 基金繰入額及び基金積立額は、各年度の収支を明確にするため「基金調整額」として外出し、「▲数値は基金積立額」、「▲」の付いていない数値は基金繰入額を意味している。

注3) 臨時財政対策債は、町債ではなく地方交付税として計上している。

注4) 端数処理の関係で合計及び差引が一致しない場合がある。

【資料2】新上五島町長期財政見通し収支計画（普通会計）～改善後

(単位:百万円)

普通交付税の減少要因 →	合併算定替 (H16～)						一本算定:新上五島町一町分の普通交付税(激変緩和措置5年間)					H32～		
	合併がなかったと仮定して旧5町各々で算定した普通交付税措置(10年間)						0.9	0.7	0.5	0.3	0.1	特例措置なし		
	H17国勢調査人口			H22国勢調査人口減少を反映			H27国勢調査人口減少を反映							
区分	H21 (決算)	H22 (見込)	H23 (計画)	H24 (計画)	H25 (計画)	H26 (計画)	H27 (計画)	H28 (計画)	H29 (計画)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)	算定根拠(試算条件)	
	※財政見通し収支計画の試算については、現行の税制度や地方財政制度をもとに行っており、今後制度改正に応じて変動が生じてまいります。													
歳入	地方税	2,620	2,558	2,521	2,465	2,287	2,169	2,029	1,928	1,855	1,834	1,834	1,834	・町民税は人口減少を反映し5%～10%減で試算。固定資産税は、評価替を反映し、償却資産は新規取得を見込まず10%減で試算。その他諸税については、個別事情を考慮し試算。
	地方譲与税	134	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	・21年度決算額を基礎とし、同額で試算。
	各種交付金	271	283	276	276	276	276	276	276	276	276	276	276	・21年度決算額を基礎とし、利子割交付金は、30%減、地方消費税交付金は、10%減で試算。地方特例交付金は、子ども手当分を加算して試算。その他の交付金については、同額で試算。
	地方交付税	10,466	10,789	10,199	10,011	9,979	9,902	9,560	9,093	8,599	8,067	7,518	7,177	
	普通交付税	8,348	8,592	8,341	8,303	8,271	8,194	8,090	7,623	7,129	6,597	6,048	5,707	・普通交付税: H22年度交付決定額を基礎とし、26年度までは合併算定替で試算し、27年度から31年度までは、激変緩和措置(段階的縮減)を考慮し試算。併せて、23年度以降は22年度の国勢調査人口の減少(対H17国調 2,963人減)を反映し、さらに28年度以降は27年度の国勢調査人口減少(対17国調 5,092人減)を反映。32年度は、特例措置なしで試算。また、町税等の収入の減少分も反映して試算。
	特別交付税	1,374	1,250	1,100	950	950	950	950	950	950	950	950	950	・特別交付税: 23年度及び24年度は、普通交付税への移行額(1%程度)を見込み、25年度以降は24年度と同額で試算。
	臨時財政対策債	744	947	758	758	758	758	520	520	520	520	520	520	
	小計(一般財源計)	13,491	13,750	13,114	12,871	12,661	12,466	11,984	11,416	10,849	10,296	9,747	9,406	
	分担金・負担金	104	103	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	・21年度決算額を基礎とし、同額で試算。(ただし、繰越事業分は除く。)
	使用料・手数料	336	327	315	315	320	320	320	320	320	320	320	320	・21年度決算額を基礎とし、同額で試算。(ただし、移動通信用鉄塔使用料等の減、温泉荘改築に使用料の増H25以降: 4,800千円)
	国庫支出金	2,525	1,967	998	1,072	925	937	920	920	920	920	920	920	・投資的経費分は、27年度までは22年度策定の過疎計画を反映し、28年度以降は、27年度と同額で試算。その他、歳出の見通しに同じ試算。(子ども手当分を加算し、経済対策交付金は除外)
	県支出金	1,455	1,431	1,194	900	1,059	892	676	676	676	676	676	676	・投資的経費分は、国費と同様に試算。その他、歳出の見通しに同じ試算。(雇用対策分は23年度まで反映し、離島漁業再生交付金は26年度まで反映)
	財産収入	67	50	40	35	35	35	35	35	35	35	35	35	・22年度予算額を基礎とし、財産運用収入分のみで試算。(遊休地売却分は反映していない)
	寄附金	5	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	繰越金	252	346	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	町債	1,353	1,781	1,606	2,293	1,999	1,912	709	709	709	709	709	709	・投資的経費に連動して試算。過疎債ソフト分及び合併特例基金積立分を24年度から26年度3か年計画で反映。なお、27年度以降は合併特例債はなし。(臨時財政対策債は除外)
	うち合併特例基金分	0	0	0	551	551	570	0	0	0	0	0	0	
	その他	409	402	221	120	146	165	177	98	98	95	95	95	・諸収入は、22年度予算額を基礎とし、同額で試算。特定目的金の繰入額(五島沿岸、家畜導入、地域づくり)は歳出に応じて計上している。(オータムジャンボ等は反映していない)
歳入総額 ①		19,996	20,164	17,617	17,701	17,240	16,822	14,916	14,269	13,702	13,145	12,596	12,255	
歳出	人件費	3,964	3,807	3,884	3,839	3,735	3,557	3,372	3,211	3,105	2,999	2,862	2,751	・職員数は、定員適正化計画により退職者数及び新規採用予定者数を考慮し試算。・退職手当負担金は、総合事務組合の計画に基づき試算。・各種委員等報酬は21年度決算額と同額で試算。
	うち職員給	2,341	2,405	2,367	2,337	2,234	2,134	1,985	1,854	1,771	1,691	1,615	1,527	
	職員数(3役除く)	438人(513人)	420人(493人)	412人(485人)	405人(475人)	391人(461人)	377人(447人)	355人(425人)	330人(400人)	319人(389人)	304人(374人)	291人(361人)	274人(344人)	・職員数は普通会計の毎年4月1日現在の職員数。()の数値は全会計職員数。ただし、職員数には、町長、副町長、教育長の3役は含まない。
	扶助費	1,162	1,333	1,354	1,381	1,394	1,408	1,421	1,435	1,448	1,463	1,477	1,492	・22年度当初予算額を基礎とし、制度改正等の増加見通しを試算。(対前年度、各年1%ずつ加算)
	公債費	4,040	4,464	4,280	4,115	4,030	4,033	3,721	3,188	2,877	2,298	2,257	2,204	・町債の既発分に係る元利償還金に、本試算による新規発行分及び繰上償還を加算して試算。
	うち元利償還分	3,789	3,666	3,524	3,397	3,248	3,065	2,891	2,680	2,391	2,298	2,257	2,204	
	うち繰上償還分	251	799	756	718	782	968	830	508	486	0	0	0	
	投資的経費	4,051	4,219	2,527	2,321	2,055	1,799	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	・27年度までは、22年度策定の過疎計画により試算し、28年度以降は27年度と同額で試算。(経済対策臨時交付金は除外)
	物件費	2,226	2,254	2,302	2,074	2,075	2,059	2,043	2,051	2,035	2,025	2,030	2,017	・22年度当初予算額を基礎とし、27年度までに22年度予算額に対し5%減、さらに32年度までに22年度予算額に対し10%減で試算。(経済対策交付金は除外)
	補助費等	1,753	1,690	1,470	1,450	1,439	1,421	1,256	1,267	1,265	1,256	1,256	1,267	・22年度予算額を基礎とし、同額で試算。(ただし、離島漁業再生交付金は26年度まで、27年度以降は単独分を計上、経済対策臨時交付金は除外)
	積立金	736	558	26	612	612	645	8	8	8	8	8	8	・22年度は、最終見込額を計上し、23年度以降は、単年度ごとの収支を明確にするため運用利息と特定目的基金の合併特例基金積立と過疎債ソフト分の積立以外は未計上としている。
	うち合併特例基金分	0	0	0	580	580	600	0	0	0	0	0	0	
	繰出金	1,584	1,661	1,616	1,649	1,672	1,657	1,618	1,630	1,639	1,622	1,615	1,622	・22年度予算額を基礎とし、各特別会計における見通しを個別に試算。(老人保健特別会計は23年度から廃止、旅客船運航事業特別会計は24年度から廃止)
	その他	134	147	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	・維持補修費については、22年度予算額を基礎とし、同額で試算。(ただし、繰越事業を除く)
歳出総額 ②		19,649	20,134	17,551	17,534	17,105	16,671	14,634	13,985	13,574	12,868	12,701	12,557	
収支差引 ①-②=③		346	30	65	167	134	150	282	284	129	278	▲105	▲301	
基金調整額 ④		0	0	▲65	▲167	▲134	▲150	▲282	▲284	▲129	▲278	105	301	・23年度以降の基金調整額(繰入額・積立額)は、単年度収支を明確にするためのもので、▲表示は基金への積立額を意味し、▲表示なしは基金から繰入額を意味している。
	財政調整基金	0	0	▲15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減債基金	0	0	▲50	▲167	▲134	▲150	▲282	▲284	▲129	▲278	105	301	
調整後の収支 ③+④		346	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積立金現在高		3,679	4,137	4,143	4,919	5,633	6,359	6,569	6,860	6,995	7,279	7,181	6,886	
	財政調整基金	1,659	1,781	1,798	1,800	1,802	1,805	1,807	1,809	1,812	1,814	1,816	1,819	
	減債基金	487	762	834	1,002	1,137	1,288	1,571	1,856	1,986	2,265	2,161	1,861	
	特定目的基金	1,533	1,594	1,511	2,117	2,693	3,266	3,191	3,194	3,197	3,200	3,203	3,207	
町債現在高(普通会計)		30,693	29,444	27,999	27,390	26,574	25,665	23,626	22,088	20,841	20,149	19,485	18,858	
実質公債費比率(%)		16.1	15.4	13.8	12.8	11.5	10.2	8.8	7.5	6.7	5.9	5.3	5.1	

注1) 普通会計ベース(一般会計+診療所特別会計+バス運行事業特別会計+上五島海洋青少年の家事業特別会計)の数値を計上している。

注2) 基金繰入額及び基金積立額は、各年度の収支を明確にするため「基金調整額」として外出し、「▲数値は基金積立額」、「▲」の付いていない数値は基金繰入額を意味している。

注3) 臨時財政対策債は、町債ではなく地方交付税として計上している。

注4) 端数処理の関係で合計及び差引が一致しない場合がある。